

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会役員等の支給の基準について

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき、次のとおり設定する。

(報酬)

役員名	区分	報酬額
会長 (※)	非常勤	年額 171,000 円
心配ごと相談員	非常勤	日額 2,000 円

(※) 会長の年額報酬については、会計年度における支給額とする。ただし、年額で定められている役員等が年度の途中で就退任した場合は、月割り計算した額の報酬を支給する。

(費用弁償)

日当	通勤キロ程による加給額			
	8 km未満	8 km以上 12 km未満	12 km以上 16 km未満	16 km以上
1,000 円	400 円	500 円	700 円	800 円

※費用弁償支給の適用となる本会役員等とは、次のとおりとする。

- ①理事
- ②監事
- ③評議員
- ④評議員選任・解任委員
- ⑤第三者委員
- ⑥心配ごと相談員